

## 債権管理条例

6月7日、議案第63号「川越市債権管理条例を定めることについて」が上程され、6月12日に2名の議員が質疑を行い、議案に対する懸念が示されました。(質疑については5～6ページをご覧ください)

6月13日、市長より、議案第63号を撤回し、別途管理していた債権について説明した後、今定例会に再提出したい旨の申し入れがあり、撤回承認されました。

6月20日、別途管理していた債権について、市政報告「別途管理している水道料金債権について」がありました。(市政報告については12ページをご覧ください)

6月29日、債権の放棄の対象となる非強制徴収公債権および私債権の額を、100万円未満から50万円未満に、また、施行期日を平成30年10月1日から平成31年1月1日に修正した議案第76号「川越市債権管理条例を定めることについて」が上程され、質疑が行われ、委員会に付託した上で、継続審査となりました。(質疑については7ページをご覧ください)

### ○制定の趣旨

本市の債権管理に関する事務処理について必要な事項を定めるため、川越市債権管理条例を制定しようとするものです。

### ○制定の内容

#### (1)督促、滞納処分、強制執行等について

市の債権について、債権の督促、滞納処分、強制執行等を法令等の定めにより行うことを定めようとするものです。

#### (2)情報の利用について

履行期限までに履行されない債権がある場合、法令の範囲内かつ債権管理に必要な限度で、当該債務者の他の債権に係る情報を利用することができることを定めようとするものです。

#### (3)債権の放棄について

一定の要件に該当する50万円未満の非強制徴収公債権および私債権については、議会の議決を経ずに、市長および上下水道事業管理者の権限において債権を放棄できることを定めようとするものです。

また、放棄した債権については議会に報告しようとするものです。

#### (4)その他

施行に関し必要な事項について規定しようとするものです。

### ○施行期日

平成31年1月1日から施行しようとするものです。



16件の市長提出議案を審議しました。各議案への質疑については、5～7ページを、討論は、7ページをご覧ください。採決の結果は4ページの議決結果一覧表をご覧ください。

## 市長提出議案

## 市税条例等の一部改正

### ○改正の趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、川越市税条例等の一部を改正しようとするものです。

### ○改正の内容

- (1)個人市民税について、非課税の範囲を改めるとともに、前年の合計所得金額が2500万円を超える所得割の納税義務者に対しては基礎控除および調整控除を適用しないこととしようとするものです。
- (2)資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人等が行う法人市民税の申告について、電子申告を義務化しようとするものです。
- (3)市たばこ税の税率を段階的に引き上げるとともに、新たに製造たばこの区分として設けられた加熱式たばこについて、段階的に新たな課税方式に改めようとするものです。
- (4)生産性革命集中投資期間中における中小企業の一定の設備投資に係る固定資産税の課税標準の特例措置等について定めようとするものです。
- (5)その他所要の規定の整備をしようとするものです。

### ○施行期日

一部を除き、公布の日としようとするものです。

## 農業振興審議会条例

### ○制定の趣旨

川越市農業振興計画の策定および変更等に関する事項について審議する附属機関を設置するため、川越市農業振興審議会条例を制定しようとするものです。

### ○制定の内容

川越市農業振興審議会の所掌事務、組織、委員の任期その他運営に関し必要な事項について規定しようとするものです。

### ○施行期日

公布の日としようとするものです。